

65歳↑=65歳以上 75歳↑=75歳以上(要介護者などは65歳以上)



高齢者とその家族の日常生活をサポート

高齢者の在宅福祉サービス

問い合わせ
申し込みは
元気高齢課
☎20135

ひとり暮らしや、認知症など介護が必要な高齢者とその家族の日常生活を支援するため、高齢者一人一人の状況に応じた、さまざまな福祉サービスを行っています。

暮らしのお手伝い

内容 掃除、外出の付き添い、除草など、日常生活上の簡易な援助

対象 65歳↑の市民税非課税世帯で、在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯

自己負担 利用料金の1割(月額上限1万円)
※金額は仕事内容によって異なります。

寝具の乾燥

内容 寝具の殺菌乾燥(7月)
丸洗い乾燥(10月)

対象 65歳↑のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方

自己負担 ▷市民税課税世帯=料金の20%
▷非課税世帯=料金の10%
▷生活保護世帯=無料

日常生活用具の給付

内容・対象

▷電磁調理器=市民税非課税で75歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯もしくは65歳↑の要介護者などで火の扱いが不安な方

▷補聴器(ポケット型)=75歳↑の市民税非課税で医師の判定を受けた方

自己負担 給付費用の1割(生活保護世帯は無料)

福祉電話

内容 ひとり暮らしの高齢者の孤独感をやわらげ、安否確認などのサービスを提供するために電話を貸与

対象 市民税非課税で電話(携帯電話含む)を持っていない75歳↑の安否確認が必要な方

自己負担 月額600円を超えた分の通話料

老人性白内障特殊眼鏡などの費用の助成

内容 特殊眼鏡などの購入費用を助成

対象 75歳↑で老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入ができない方

認知症高齢者などの見守り支援

内容 認知症高齢者などの居場所の検索を主目的とする機器や、見守りを行える機器の初期導入費用の7割を助成(上限5,000円)

対象 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、療育手帳を有する知的障がい者など

短期入所(ショートステイ)

目的 日常生活に配慮が必要な高齢者の自立した生活を支援するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る

対象 65歳↑で要支援・要介護認定を受けていない方

利用料(1日あたり)

▷生活保護世帯=1,000円
▷その他の世帯=2,000円
※6カ月に7日以内の利用が可能。



愛のひと声

内容 平日の毎日(祝日、年末年始を除く)乳酸菌飲料を配達しながら声かけを行う

対象 75歳↑で安否確認が必要なひとり暮らしの方

緊急通報システムの貸与

内容 急病時や緊急時にすぐに受信センターや消防署に通報できる機器の貸し出し

対象 75歳↑のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯
※アナログ回線のみ利用できます。

自己負担 保守点検および電池交換として2年に1回負担あり

火災警報器の設置費用の助成

対象 75歳↑の市民税非課税のひとり暮らしの方

自己負担 設置費用の1割
※生活保護世帯は無料。
※事前に購入したものは対象になりません。

70歳以上の
皆さんへ

8月から高額療養費の上限額が変わります

保険年金課 国民健康保険担当・☎2147 / 高齢者医療担当・☎2184

すべての方が安心して医療を受けられるよう、世帯間の負担の公平性や負担能力に応じた負担の観点から、下記のとおり自己負担限度額が8月から変わります。

平成30年7月まで

適用区分	外来+入院 (世帯ごと※1)	
	外来(個人)	
現役並み =課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1% 【多数回 44,400円】
一般※2 =課税所得 145万円未満	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 【多数回 44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

外来・入院の
区別がなくなり、
所得に応じて3段階に
細分化

一部
引き上げ

据え置き

平成30年8月から

国保、後期保険加入者で、医療機関での支払いが高額になる可能性があり、**現役並みⅠ・Ⅱ**の方は新たに『**限度額適用認定証**』の申請が同課が必要です

適用区分	外来+入院 (世帯ごと※1)	
	外来(個人)	
現役並みⅢ =課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費- 842,000円)×1% 【多数回 140,100円】	
現役並みⅡ =課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費- 558,000円)×1% 【多数回 93,000円】	
現役並みⅠ =課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費- 267,000円)×1% 【多数回 44,400円】	
一般※2 =課税所得 145万円未満	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 【多数回 44,400円】
低所得者Ⅰ・Ⅱ	変更なし	

【多数回】…過去12カ月に3回以上限度額に達した場合は、4回目からは多数回該当となり限度額が下がる。※1…同じ世帯で同じ保険者に属する方。※2…世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

事例から学ぶ! 消費者トラブル

CASE
19

山林が高値で売れる!?

30年前に、「必ず値上がりする」と勧められ、他県の山林を150坪購入した。その後売却できずに困っていたら、「高値で買い取りたい人がいる」と最近電話があり承諾した。測量代を請求されて支払ったが、手続き費用が未払いだと言われ、さらに現金を要求されている。



セールストークを鵜呑みにしない!
「近くに高速道路が開通する」などと価値が上がると信じ込ませ、無価値の山林や原野を高値で売りつける『原野商法』です。後日、その土地を高値で売却する目的で測量代や広告代、手続き費用などを請求される二次被害が最近急増しています。契約をしてもクーリング・オフができる場合がありますのでご相談ください。

迷ったら、**消費生活センター**・☎1211
平日午前9時~午後4時

- ① 特別養護老人ホーム(50床)
既存の社会福祉法人
 - ② 認知症対応型共同生活介護(18床) 法人であること
 - ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 既存の訪問看護事業者
- 開所時期 31年度に着工し、32年4月に開所予定のもの

募集
特別養護老人ホーム
などを整備する法人

元気高齢課・☎2136

整備内容(各1カ所)と応募資格

募集

▼説明会
日時 8月20日(月)~24日(金)
6月25日(月) / ①午後1時30分、③午後4時
場所 市役所603会議室
参加方法 事前に出席報告書を同課(本庁舎1階19番窓口) ※当日は配布書類をお持ちください。
※募集要項などの配布書類や説明会出席報告書は同課または市ホームページで入手できます。

